宮城県仙台市太白区富田字上野西16番地6 株式会社わざケア

令和6年1月25日付で更新の申請がありました指定居宅サービス事業者等の指定については、介護保険法(平成9年法律第123号)第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の11の規定において読み替えられた同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の2第1項の規定により、下記のとおり更新します。

令和6年2月28日

仙台市長 郡 和



記

1 事業所の名称

訪問看護ステーションわざケア

2 事業所の所在地

宮城県仙台市太白区富田字上野西16番地6

3 介護保険事業所番号

0465490142

4 指定更新年月日

令和6年4月1日

5 更新したサービス種別

(介護予防) 訪問看護

6 更新有効期間満了日

令和 12 年 3 月 31 日

担当:健康福祉局保険高齢部

介護事業支援課

TEL : 022 - 214 - 8626

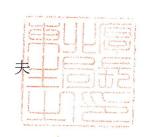
FAX : 022 - 214 - 4443

東北厚発0516第3号 仙台市太白区富田字上野西16番地6 株式会社 わざケア

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者に指定されたので、健康保険法(大正11年法律第70号)第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者として、下記のとおり指定します。

平成24年5月16日

東北厚生局長藤木則



記

1. 事業所名 訪問看護ステーション わざケア

2. 事業所所在地 仙台市太白区富田字上野西16番地6

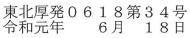
小島倉庫1階

3. 申 請 者 株式会社 わざケア

代表取締役 渡部 達也

4. 指定年月日 平成24年4月1日

5. ステーションコード 5490142





株式会社 わざケア 渡部 達也 殿



精神科訪問看護基本療養費にかかる届出の受理について(通知)

さきに届出のありましたこのことにつきましては、下記のとおり受理しましたので通知します。

記

1	受 理 番 号	(訪看10)第15号	
2	受付年月日	平成31年 4月26日	
3	算定開始年月日	平成28年 8月 1日	
4	訪問看護ステーションコード	5490142	



宮労発基第 1030-3 号 平成 **29**. 10. **30** 日

株式会社 わざケア 殿

宮城労働局



## 労災保険指定訪問看護事業者指定通知書

指定番号

04500975

訪問看護事業者の名称

株式会社 わざケア

訪問看護ステーションの名称

訪問看護ステーションわざケア

訪問看護ステーションの所在地

仙台市太白区富田字上野西16-6

指定開始年月

平成29年11月1日 から

指定終了年月

平成32年10月31日 まで

上記の指定訪問看護事業者を労災保険指定訪問看護事業者として指定したので 通知します。

なお、指定期間の満了時において、特に申し出等のないときは指定を更新します。

疾感対第703号 平成26年12月15日

## 指定訪問看護事業者 殿

宮城県知事 村井 嘉洋



難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定 医療機関の指定について(通知)

平成26年8月04日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する 医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第14条第1項の 規定により、平成26年12月1日付けをもって指定する。

なお,この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 名称,所在地等,法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成26年厚生労働省令第121号)第35条に規定される内容に変更があった場合 には,速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、平成32年11月30日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程(平成26年厚生労働省告示第437号)により特定医療 の適正な実施に努めること。

名称	所 在 地	
訪問看護ステーションわざケ ア	仙台市太白区富田字上野西16-6	

H26 子子子第 2228 号 平成26年12月22日

訪問看護ステーションわざケア 御中

仙 台 市



児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、平成26年10月30日付けの指定の申請について、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の9第1項の規定により、平成27年1月1日をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号) 第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法(昭和 23 年法律第 205 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する処分(裏面に掲げる規定によるものに限る。)受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 3 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、平成 3 2 年 1 2 月 3 1 日までに指定の更新を 受けること。
- 4 指定医療機関療養担当規程(平成 26 年厚生労働省告示第 466 号)により小児慢性特 定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地
訪問看護ステーションわざケ ア	太白区富田字上野西 16 番地 6 小島興産事務所 2F

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

仙台市 (H26 健健社) 指令 第 1284 号

申請者

住 所 仙台市太白区富田字上野西16-6 訪問看護ステーションわざケア

氏 名 株式会社わざケア 様

生活保護法の一部を改正する法律附則第5条第2項の 規定による申請に基づく指定について

平成 26 年 7 月 4 日付であった、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律 第 104 号) 附則第 5 条第 2 項の規定による申請について下記のとおり指定し、平成 26 年 7 月 1 日から適用します。

平成 26 年 9 月 11 日

仙 台 市 長 奥 山 恵 美



記

- 1 指定医療機関名称 訪問看護ステーションわざケア
- 2 所 在 地 仙台市太白区富田字上野西16-6
- 3 指定の有効期間平成30年3月31日(貴保険医療機関・保険薬局の指定有効期間の満了日)まで

担当:健康福祉局健康福祉部

社会課 保護係

TEL: 022-214-8160

FAX: 022-214-8194

〒 982-0033

宮城県仙台市太白区富田字上野西16-6

株式会社 わざケア

代表取締役 渡部 達也

仙台市精神保健福祉総合センター 仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6 版: 022-265-2192

仙台市(健障精)指令第 170 号 令 和 1 年 1 0 月 1 日

仙台市長 郡和



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院) の更新について

このことについて、申請に基づき審査した結果、下記のとおり更新します。

様

なお、指定自立支援医療機関(精神通院)の指定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第65条の規定に基づき、1月以上の予告期間を設けて指定を辞退することができます。

1 申請日

令和1年9月4日

2 更新決定日

令和1年10月1日

- 3 決定条件
  - (1) 主として担当する医師・薬剤師、名称、所在地等、法第64条及び法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
  - (2) 法第60条の規定に基づき、有効期限 令和7年11月30日までに指定の更新を受けること。
  - (3) 指定自立支援医療機関療養規程(精神通院医療)(平成18年厚生労働省告示第66号)に により自立支援医療(精神通院医療)の適正な実施に努めること。

## 4 決定内容

医療機関名称	所 在 地	担当医療	医師•薬剤師名
訪問看護ステーション わざケア	宮城県仙台市太白区富田字上野西 16-6	訪問看護	
4			

5 申請事由 更新申請